

令和6年度第1回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和6年(2024年)9月2日(月)

14時00分～16時00分

場所：滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室

出席委員：

14名中12名出席

会場出席：石田龍一委員、平松委員、福原委員、前迫委員、元山委員

WEB出席：石川委員、伊藤委員（代理 岡島様）、岡委員、岸本委員、田中委員、
畑田委員

欠席：石田裕子委員、家森委員

議 題：

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）について
- (2) 公園事業の決定について（琵琶湖国定公園：近江舞子集団施設地区宿舍事業、
三上・田上・信楽県立自然公園：希望が丘集団施設宿舍事業・野営場事業）
- (3) 審議会の意見を聴くことを要しない軽微国定公園事業および県立自然公園事業
の決定等について
- (4) 生物多様性しが戦略について（報告）

配布資料：

- ・次第
- ・委員名簿、配席表
- ・議題（1） 資料1-1、1-2
- ・議題（2） 資料2-1～2-9
- ・議題（3） 資料3-1、3-2
- ・議題（4） 資料4

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和6年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部
会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は14名中12名が出席で、本部会の成立要件が満たされて
いることが報告された。
- ・琵琶湖環境部長が挨拶を行い、その後、委員の互選により前迫委員が部会長に選出され、
部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題（１）：鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）について

＜事務局から鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）について説明を行った＞
事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

比叡山の二ホンジカについて、植栽木への被害が確認されている。有害捕獲として捕獲許可が可能なのは植栽木だけか、天然林に対しても許可が可能か補足説明をして欲しい。

事務局：

有害鳥獣捕獲許可については、農林水産業被害に加えて、生活環境や生態系に係る被害の防止を目的として、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が可能となっており、植栽木への被害防止に限らず、御指摘の場合においても、許可は可能である。

また、被害が顕著な場合においては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施も可能である。

委員：

生息する鳥獣に外来種のリストがないように思われるが、実際には生息しているのではないかと思う。外来種対策については別途捕獲可能と考えて良いか。

事務局：

生息鳥獣を把握するための調査は、64種の鳥類および4種の獣類を対象に実施しており、外来種を対象には調査を実施していないため、記載していない。

委員：

生息する鳥獣類の獣類について、和名と通称？が混在しているため、統一するべき。

事務局：

環境省への届出に際しては修正させていただく。

部会長：

この議題については本日の審議をもって、滋賀県知事に答申することとするので、決を採りたい。賛成いただける場合には挙手をお願いします。

＜全員賛成＞

部会長：

Web参加、会場ともに全員に賛成いただいたので、この指定が適当であることを答申することとする。

議題（２）：公園事業の決定について

（琵琶湖国定公園：近江舞子集団施設地区宿舎事業、
三上・田上・信楽県立自然公園：希望が丘集団施設宿舎事業・野営場事業）

＜事務局から公園事業の決定について説明を行った＞

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

事業を行う場所そのものへの自然環境への影響は小さいと記載されているが、その周辺に対する影響について評価はされているのか。

近江舞子は、既に建物があった場所で建物を新築して、その後事業がされるとのことだが開発が行われているときに何か影響がないのか。

希望が丘文化公園は、建物を建てる場所そのものには変化がないかもしれないが、周囲に湿地性の植物がある中で、水環境が建物によって変わった場合、乾燥化が進んで、周囲の植生に影響を与えてしまう恐れや、動物の移動が妨げられることも想定される。開発を行った後の影響についてどのように考えられているか。

事務局：

当該事業を行うことによる影響は、事業を行うエリアに加え、その周辺も含めて、開発工事による影響があるかどうかを判断しており、今回はその影響はないだろうという評価をしている。明確に周辺の環境を含めて影響が出るかどうかというところの調査、影響評価は行っていないが、一定、今回の事業を実施するにあたっては影響がないという判断をしている。

また、委員から琵琶湖国定公園の宿舎事業でホテル利用者が増えた場合、オーバーユースが懸念される点のご指摘をいただいているが、事業執行時には、自然公園の保護または利用に支障を及ぼすかどうかという観点で審査を行うことに加え、事業執行後にも、適正な執行を確保するために必要があると認められる場合には、改善命令できる規定もある。

委員：

事業決定後に、詳細な計画が出された際にそれを判断するプロセスがあり、事業完了後も、適切な運用がされているか調査されるということか。

事務局：

事業執行時に審査するという点は、御指摘の通り。その後、適切な執行がされているか調査を行うかという点について、定期的な調査は考えておらず、県側が不適切な運営と判断した場合に改善命令を出すこととなる。

委員：

事業執行時に、適切な対応をお願いしたい。

委員：

軽微とはいえ、予想外、想定外のことも起こりうるので、その際には適切に判断するという視点を持っているということと思う。

委員：

希望が丘の宿舎事業に関してお聞きする。最大宿泊者数が220人の新たな建物が建つとのことだが、現状、360人宿泊できる建物はそのままか、それとも解体するのか。

事務局：

新たな建物を現状の建物から北側に数百メートル離れた場所に建て、その後、現状の建物は解体する。

委員：

既存と同様の面積の建物が建ち、一人あたりのスペースの観点などによって、宿泊者数が減るという理解であっているか。

事務局：

延床面積でいうと若干小規模になる予定である。現状の建物は大部屋が多いが、新たな建物は、個室を重視して立て直すことから宿泊者数としては大幅に減る。

委員：

解体する建物の場所については、今後どうなるのか。審査はあるのか。

事務局：

建物解体後の土地利用としては、先ほどの野営場事業として使う計画となっている。

委員：

希望が丘は、人工的に作られた場所であることから、貴重な動植物がないということはある。一方、近江舞子においても貴重な動植物はないとの記載があるが、過去に施設があった場所で長期間使用されておらず、草が生えている状況であることから、何らかの動植物がいると思われる。調査した上での結果か。

事務局：

資料2-3にて、事業地周辺の動植物の記載をしている。事業地内の植生については、植樹をした樹木であり、モミジやイブキを確認している。また、動物については事業地周辺にいる動物を記載しているが、今回の事業に伴って特段影響はないものと考えている。

委員：

両生類や魚類の中にも貴重種が含まれている。それらへの影響がないという判断基準を事業規模が小さいという点から考えられていることは、心もとないと感じるが、既設のもの

と同規模な建物が建つというところと、また、執行時においても適切な執行部の審査があるということだろう。

部会長：

他に質問は無いようである。この議題について、今回の公園事業の決定が適切であるという答申を行うことについて、賛成の方は挙手をお願いします。

<全員賛成>

部会長：

全員賛成である。

議題（３）：審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国定公園事業および県立自然公園事業の決定等について

<事務局から審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国定公園事業および県立自然公園事業の決定等について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

この議題は、今回が初めてか。

事務局：

初めての案件である。令和6年7月1日に県立自然公園条例の改正を行い、軽微な事項に関する規定を盛り込んだ。県立自然公園に関しては、この条例改正を受けて、審議会に諮るものである。また、国定公園については、国立公園の規定に準じて運用を行ってきたものの、改めて今回諮るものである。

部会長：

他に質問は無いようである。この議題について、今回の軽微な事項の決定が適切であるという答申を行うことについて、賛成の方は挙手をお願いします。

<全員賛成>

部会長：

全員賛成である。

議題（４）：生物多様性しが戦略について（報告）

＜事務局から生物多様性しが戦略について説明を行った＞

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

状態目標【行動①】について、「生物多様性に触れる機会が身近にある」という表現となっているが、静的な印象を受けるので、「身近な機会を活用する」など動的・積極的な表現にしてもよいのではないかと感じた。

委員：

滋賀県は既に 30by30 目標を達成しており、保護地域だけで既に 41.6%となっている。一方、保護地域内であっても、例えば伊吹山のように、生物多様性の劣化が進んでいるところもある。これらを踏まえ、質と量の両面から取り組むこととしているものと認識している。

滋賀県においては、オオバナミズキンバイやブラックバス等の外来生物への対策や、ニホンジカへの対策は大きな課題だと思われる。行動計画において示されている外来魚対策や侵略的外来水生植物対策の目標値はどのように読み取ればよいか。例えば、オオクチバスを 300t 駆除するということか。

事務局：

外来魚対策については、2021 年度現在の推定生息数が 402t であるものを、2030 年度時点で推定生息数が 300t になることを目指すもの。侵略的外来水生植物対策については、2022 年度時点の生育面積が 97,000m²であるものを、2030 年度時点で生育面積が 31,000m²になることを目指すもの。

委員：

侵略的外来水生植物の生育面積の 2022 年度時点以降の状況について、増減の動向はどうか。

事務局：

侵略的外来水生植物の生育の状況は毎年度把握しており、2023 年度の実績としては増加している。琵琶湖一円での生育面積に焦点を当てて現状を把握しているところだが、既に定着している外来生物への対策として、いかに低密度状態を維持していくかがポイントとなると考えており、今後は、分散リスクの高い場所・低い場所の区別をつけて目標設定することなども含め、検討している。

委員：

オオバナミズキンバイ等の外来生物について、積極的な対策を行っていても増加してしまっている状況がある。また、伊吹山の土壌浸食についても、ニホンジカの影響が懸念されている。こうしたことから、量の確保だけでなく、質の確保の取組が重要であり、目標達成に向けて多くの課題があると認識している。

来年度から、「自然共生サイト」は法制化されるが、来年度以降の認定促進に向けた取組

推進はどのように考えているか。

事務局：

「自然共生サイト」は法制化に伴い、区域の認定から活動の認定へと制度が改められることになる。これまでに把握した生物多様性の価値がある地域においてどのような活動が行われているのかを把握・整理し、取組の促進を行っていきたい。森林や農地での取組推進を行っていく場合など、必要に応じて所属間・部局間での連携も図っていく。

委員：

生物多様性しが戦略 2024 の内容について、県民向けの認知向上・周知のためのチラシの発行などは考えているのか。

事務局：

生物多様性しが戦略の内容そのものの認知向上・周知のためチラシ発行等は現時点では考えていない。マザーレイクゴールズ取組と連携して生物多様性に係る情報の共有を進めていくことや、環境DNA等のツールを活用して生きもの調査や生物多様性に触れる機会を増やしていくなど、実際の取組を進めていくことに注力したいと考えている。

委員：

生物多様性しが戦略 2024 の内容は、前戦略と比較して、県民や企業等の様々なステークホルダーが関わるができる部分、知っておくべき部分が増え、より包括的な内容となっている。しかし、その結果として情報量が増えており、一般の方には理解が難しくなっている部分がある。自分たちがどのように生物多様性に関わるができるかについて、誰が見ても理解できるような、誰もが手に取って見ることができるような、チラシ等の媒体があるとよいのではないか。

事務局：

印刷物は難しいかと思われるが、実際に発表・講演を行う際などには、かみ砕いた資料の作成などを行っており、そうした資料の活用や、今後の発表・講演方法の工夫、SNSでの発信等も含め検討していきたい。

委員：

生物多様性の保全には、行政だけでなく、みんなで取り組んでいくことが重要である。みんなで取り組んでいくためにも、わかりやすい情報発信は重要である。

部会長：

では予定された議題は終わり、また、新たなご意見等も無いようなので、以上としたい。皆様方には円滑な議事の進行に御協力いただき感謝申し上げます。進行を事務局にお返しする。

事務局：

本日は長時間に渡り、議論いただき感謝申し上げます。

これにて、令和6年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。